

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項

7-1. 基本的な考え方

道路、河川などの公共施設は、市民、来訪者を問わず多くの人が利用する空間であるとともに地域の風景に対して大きな影響を与えます。これらのうち、特に良好な風景づくりのために重要な公共施設を景観重要公共施設に指定します。これらの公共施設の質を向上・改善することによって積極的な風景づくりを先導します。

7-2. 景観重要公共施設とは

景観重要公共施設の対象は以下の通りです。

- ①道路法による道路
- ②河川法による河川
- ③都市公園法による都市公園
- ④海岸保全区域など（海岸法第2条第3項に規定する海岸保全区域など）に係る海岸
- ⑤港湾法による港湾
- ⑥漁港漁場整備法による漁港
- ⑦自然公園法による公園事業に係る施設
- ⑧津波防災地域づくりに関する法律による津波防護施設
- ⑨その他政令で定める公共施設

これらのうち良好な風景づくりのために必要なものを指定することができます。

また、公共施設管理者は景観行政団体に対し、風景づくり計画に「整備に関する事項」や「占用などの許可の基準」を定めることを要請することができるとともに、追加又は変更を要請することができます。

7-3. 指定の方針

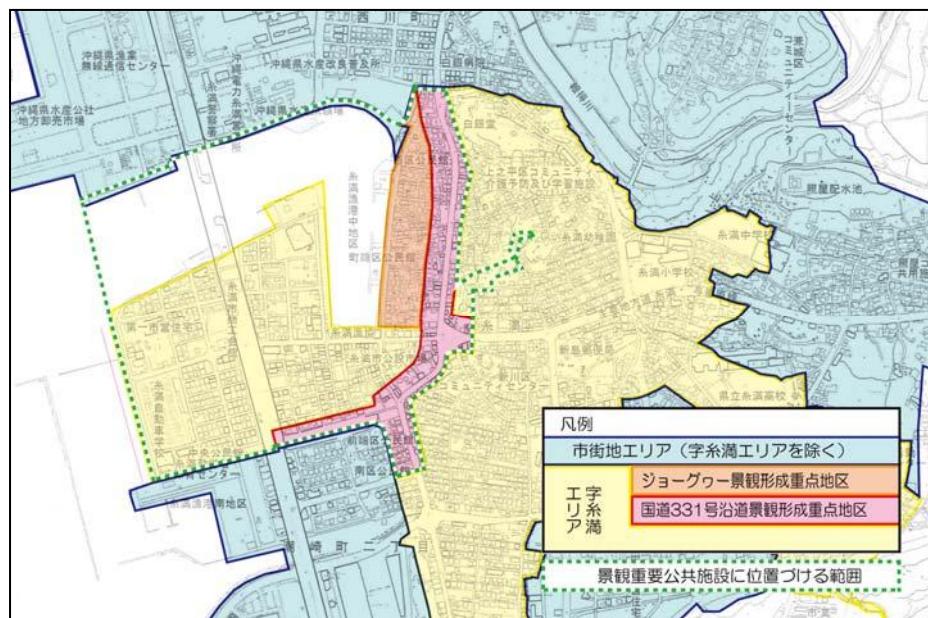
下記の①～④に該当するものを景観重要公共施設として指定します。

- ①広域景観の骨格となっている公共施設
- ②糸満市の玄関口となる公共施設
- ③糸満市の特徴を表している公共施設
- ④糸満市にふさわしい魅力ある風景づくりが必要な公共施設

7-4. 景観重要公共施設の指定

(1) 糸満景観形成重点地区およびその周辺

糸満景観形成重点地区（ジョーグワー景観形成重点地区、国道331号沿道景観形成重点地区）及びその西側の糸満中地区漁港に接するエリアについては、まちなみミュージアムとしての良好な風景づくりが必要であることから、良好な風景づくりに大きな影響を与える以下の公共施設を景観重要公共施設に指定します。



図：景観重要公共施設に位置づける範囲

1) 道路

①国道331号

国道331号は、本市の代表的な幹線道路として道路網の骨格を形成するとともに、多くの来訪者を本市へと導く、いわば顔としての役割を担っています。

また、県内唯一のロータリーを有し、沿道には山巣毛や白銀堂等の歴史資源があり、糸満地区だけではなく糸満市にとって非常に重要な風景を構成する公共施設であるといえます。

一方で、現在進められている当該道路の拡幅事業は今後数年で新しい街並みに更新されることから、糸満地区として相応しい風景の創出を図っていくために、景観重要公共施設に指定します。

②主要地方道糸満与那原線

主要地方道糸満与那原線は、本市を東西に走る幹線道路として道路網の骨格を形成しています。同じく景観重要公共施設に指定する国道331号とは、ロータリーを介して接続し、糸満地区への重要な導入路線としての風景づくりが求められることから、東からの本市への玄関口として相応しい風景の創出を図っていくために、景観重要公共施設に指定します。

③市道C3号線(センター通り)

市道C 3号線(センター通り)は、ロータリーから西に向かって伸びる路線であり、沿道には糸満市公設市場や糸満漁業協同組合の建物が建ち並んでいます。

今後、公設市場の再整備検討が進む中で、中地区漁港を中心とした字糸満地区の活性化にとって非常に重要な路線であり、一体的な風景づくりが求められることから景観重要公共施設に指定します。

④市道西6号線(イーピンメー)、市道西1号線(マーチンジョー)

国道331号と漁港とを結ぶ9本のジョーグワーは、今も地域住民の生活道路として利用されながら、糸満地区が受け継いできた海とのつながりを現在に伝える重要な歴史・文化資源としても位置づけられます。

重点地区における風景づくりを推進していく上で、公共空間である道路においても民有地と一体となった風景づくりを推進していくことが求められることから、9本のジョーグワーの中で4m以上の幅員を有し、現時点で整備の可能性が高い当該2路線を景観重要公共施設に指定します。

【整備に関する方針】

- 歩行者の安全性の確保と快適性の創出に努めつつ、海へのつながりを意識させる形態・意匠、色彩とすることとします。
- 連続性のある区間では、同一の規格・仕様となるように努めます。
- 埋設物の工事後の埋戻し工事は、修景上、違和感が生じないよう配慮します。
- 緑豊かで潤いある風景づくりを進めるため、街路樹や植栽帯の整備を進め、その適正な維持・管理を図ります。
- 工作物の素材は、長期間にわたる風景への影響を配慮し、経年変化や適切なメンテナンスへの対応を考慮したものとします。
- 沿道の特性に応じ、質の高い景観を形成する必要がある場合には電線類の地中化を進めます。

2)公園

①山巓毛公園

山巓毛公園は、字糸満地区のシンボルの一つである山巓毛と一体的に整備された都市公園であり、高台から漁港への眺めは中地区漁港を中心とした海へのつながりを感じさせる特徴的な風景を呈しています。

また、本公園から白銀堂までの緑地帯は本市市街地の内環となっており、市街地における貴重な緑地として位置づけられます。

そこで、重点地区と一体となった風景づくりの推進と市街地における緑地保全の観点からの整備が望まれることから、山巓毛公園を景観重要公共施設に指定します。

②町端公園、高干瀬緑地

その他の都市公園については、市街地における貴重な緑空間としての機能や市民の日常的な利用への対応等、風景づくりの一翼を担う上で重要な重要性から景観重要公共施設に指定します。

【整備に関する方針】

- 多くの人々が集う憩いの場として多様な交流活動の空間となる整備を行います。
- 利用形態や素材・樹木の経年変化等を考慮し、快適で美しいものとして整備されるよう配慮するとともに、周辺の景観や公共施設との調和を図ります。

3)漁港

①糸満漁港

糸満漁港は、糸満ハーレーを開催するメイン会場であり、ハーレーの開催を知らせる鉦を打ち鳴す場所である山巓毛とのつながりや、旧正月にはためく漁船の大漁旗は、地域住民に親しまれ大切にしてきた風景となっています。

また、新マリノベーション拠点交流促進総合整備の中では、「港と海に親しむ親水型のまちづくりゾーン」に位置づけられており、海人のマチ糸満の表情を豊かに表現していく風景づくりが求められることから、景観重要公共施設に指定します。

【整備に関する方針】

- まちと海とのつながりを強化するために、人々の誘導を促進する整備を推進します。
- 漁港の付帯施設としての建築物や工作物については、山巓毛と海との相互の眺望を阻害しないよう配慮します。
- 臨港道路については、漁港外の道路との連続性に配慮した規格・仕様となるように努めます。
- 緑豊かで潤いある風景づくりを進めため、緑化を推進し、その適正な維持・管理を図ります。

(2) 米須集落景観形成重点地区

米須集落景観形成重点地区では、市道米須中線（米須馬場）と国道 331 号、県道奥武山米須線を景観重要公共施設に指定します。



図：景観重要公共施設の位置図

1) 道路

① 市道米須中線（米須馬場）

市道米須中線（米須馬場）は、かつて毎年収穫された農作物を農民が持ち寄り、出来栄えを披露する場として利用されていました。また地域の様々な催しものを行う場所として利用され、現在も米須大綱引きの会場として利用されています。このように米須馬場は集落における歴史的な名所であるとともに、今も昔も地域の交流拠点として地域住民から認識されています。しかし、昭和 62 年に路面がアスファルト舗装に整備され、車交通に対応した「道路」としての位置づけが強くなり、現在では歴史的な趣が感じられにくい場所となっています。

以上から、地区の歴史を物語る上で非常に重要な場所であり、地域の交流拠点としての機能を有することから、今後はよりその空間に相応しい整備を進めていくために、市道米須中線（米須馬場）を景観重要公共施設に指定します。

【整備に関する方針】

- 地域の拠点としての交流機能を重視し、米須コミュニティセンターやポケットパークなどの交流機能を有する施設と一体的な空間整備を行うことで広場としての機能を創出します。
- 歩行者をはじめ、車いす利用者や高齢者などの交通弱者にとって安全・安心に移動できる空間整備を行います。
- 道路の舗装材やストリートファニチャについては、馬場のもつ歴史性に配慮した素材、形状、色彩のものとします。
- 地域の拠点として、地区の魅力を紹介・案内する機能をもたせた整備を行います。

- 農村集落の拠点として緑が感じられる空間づくりを進めていくため、街路樹や植栽帯などの緑化を推進し、その適正な維持・管理を図ります。
- のびやかで開放的な空間を形成していくために電柱・電線類の地中化や軒裏配線などに努めます。
- 馬場は幅員が広く車がスピードを出しやすい上に、進入してくる車との交差点部が随所にあり、事故等の発生が懸念されるため、安全性を高める整備に努めます。

②国道331号及び県道奥武山米須線

国道331号及び県道奥武山米須線は、米須集落地区への重要な進入路線であり、多くの地区住民や来訪者を地区へと導く役割を担っています。また、東に位置する平和祈念公園や、西のひめゆりの塔などの県内を代表する観光地を結ぶアクセス道としての機能も有しており、米須集落地区だけでなく市、県にとっても非常に重要な公共施設となっています。特に県道奥武山米須線については道路拡幅の事業が進められており、風景づくりの中での対応が求められています。

多くの人に利用され、地区の第一印象を感じさせる重要な道路として、米須集落地区の風景づくりに相応しい空間の創出を図っていくため、国道331号及び県道奥武山米須線を景観重要公共施設に指定します。

【整備に関する方針】

- 歩行者の安全性の確保と快適性の創出に努めつつ、みどり（森、農地）とあお（海、空）のつながりを意識させる形態・意匠、色彩とすることとします。
- 斜面緑地から海岸部へと緩やかに延びる緑の連続性を保つため、街路樹や植栽帯の整備を進め、その適正な維持・管理を図ります。
- 高台から海への眺望を阻害したり、のびやかで開放的な空間を損ねたりしないように電柱・電線類の配置を検討し、地下埋設や軒裏配線などに取り組んでいきます。
- 米須交差点は米須集落地区のエントランスとして位置づけ、地区の「顔」となる整備を進めていきます。
- 地区の主要幹線道路としての連続性に配慮し、路線ごとに同一の規格・仕様となるように努めます。
- 埋設物の工事後の埋戻し工事は、修景上、違和感が生じないよう配慮します。
- 工作物の素材は農村風景や地区の歴史性に配慮したものを探用することに努め、また長期間にわたる風景への影響を配慮し、経年変化や適切なメンテナンスへの対応を考慮したものとします。
- 沿道の特性に応じ、質の高い景観を形成する必要がある場合には電線類の地中化を進めます。

7-5. 指定候補

1) 景観重要道路

指定候補：国道331号バイパス、県道平和の道線（仮称）（真栄里～山城）

国道331号バイパスは、那覇市方面から糸満市へ訪れる来訪者の玄関口となることから、また、県道平和の道線（仮称）（真栄里～山城）については糸満市南部への新しい幹線道路として今後整備されることから、良好な風景づくりを行っていく道路としての位置づけを検討します。

2) 景観重要河川

指定候補：報得川

報得川は風景を支える骨格の一つであり、また、様々な生物の棲息地としての豊かな自然環境は市民にとっての貴重な共有財産です。

今後、河川整備に際して風景への配慮やエコトーンの再生などに配慮した計画・設計が必要であることから、良好な風景づくりを行っていく河川としての位置づけを検討します。